

令和8年度 公共工事の最新の取組と現場での注意点

～制度改正・各種施策ダイジェスト～

徳島県 県土整備部 建設管理課

INDEX

はじめに～徳島県建設産業ビジョン～	1
-------------------	---

1. 各種施策

担い手の確保・育成

●建設キャリアアップシステム (CCUS)	2
-----------------------	---

●週休2日工事	3
---------	---

●猛暑期間の現場施工回避	4
--------------	---

●現場環境改善費 (熱中症・防寒)	5
-------------------	---

●ICT活用工事 (土工)	6
---------------	---

●CIM活用工事	7
----------	---

●情報共有システム (ASP) 活用	8
--------------------	---

●遠隔臨場	9
-------	---

●オンライン電子納品	10
------------	----

建設投資額の確保

●中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた 設計変更等に係る運用	11
---	----

2. よくあるQ&A	12
------------	----

3. (参考)令和8年度入札・契約制度の改正の概要	17
---------------------------	----



本資料の活用方法

制度改正の概要と、各種取組で最低限必要なポイントを記載しています。実際の運用は、要領等を必ず確認してください。

はじめに

建設産業は、インフラの維持管理や防災・減災を最前線で支える本県の「基幹産業」です。しかし現在、急速な高齢化と担い手不足が進んでおり、適切な対策を行わなければ10年後には現場力の維持が困難になる深刻な危機に直面しています。

こうした課題を克服するため、**10年後の方向性と今後5年間の具体的な施策**を「見える化」した「徳島県建設産業ビジョン」を令和8年3月に策定しました。

本ビジョンに基づく制度改正や各種取り組みの推進に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。

徳島県建設産業ビジョン 「徳島の未来を、拓き、守り、つなぐ」 ～ 人とデジタル技術が融合し、地域を支える「スマートで強靱な建設産業」へ～

建設産業の役割

地域の経済・雇用を支える基幹産業

安全・安心な地域の守り手

社会資本整備と維持管理の担い手

2050年：県人口48万人 ▶ 労働力不足・高齢化

建設産業は先行して危機に直面

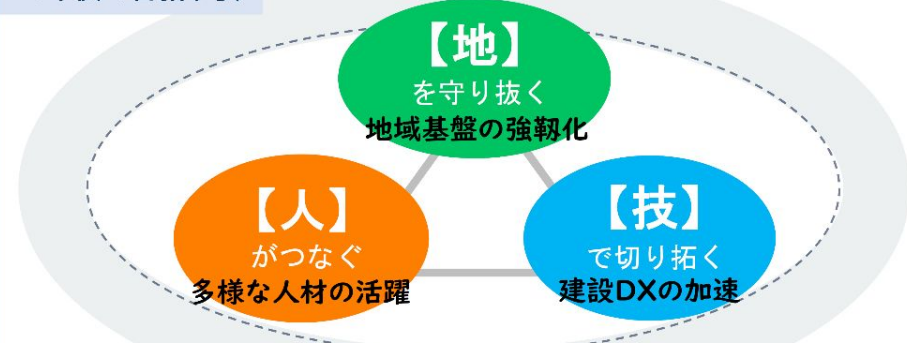
- ・ 将来予測(10年後)：担い手不足の人数
最大 3,000人※
- ・ 熟練技術者・技能労働者の大量離職
- ・ 後継者不在による企業存続リスク

向こう10年間で正念場の重大な転換期

※(一財)建設経済研究所の「建設業従事者数の将来人数推計と需給ギャップ分析」
(災害などの需要は含まず、2020年度をベースに生産性が向上しない場合の想定)



10年後の目指す姿



建設業・建設コンサル等・発注者が「ワンチーム」で推進

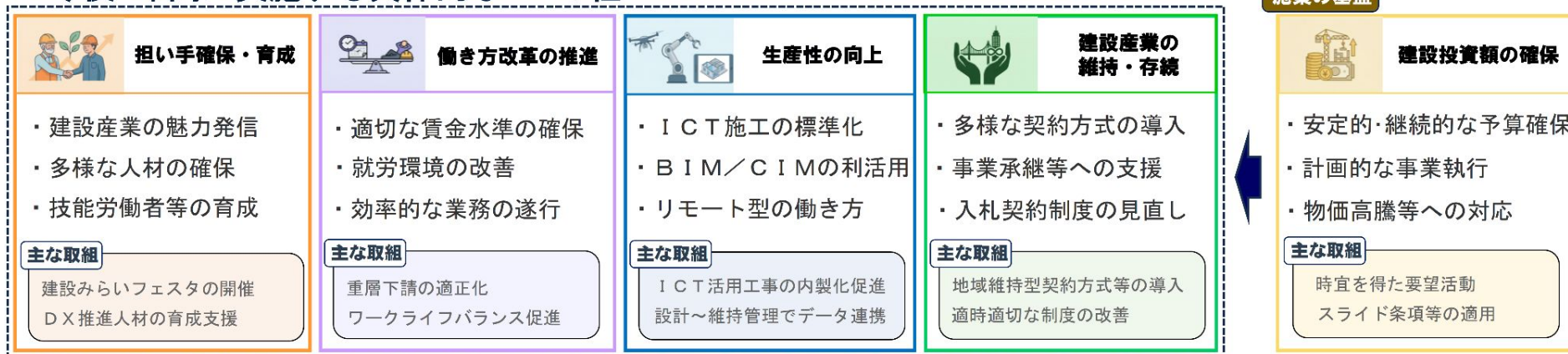
ビジョン実現へのロードマップ 2026年度から2035年度に向けて

具体的な施策を展開する5年間

施策を加速化する5年間

持続可能な建設産業へシフト

今後5年間に実施する具体的な5つの柱



建設キャリアアップシステム (CCUS)

🔗 目的

建設業の高齢化と若手離れが深刻化する中、技能者の経験やスキルを客観的に可視化し、適切な処遇とキャリアパスを保証することで、将来にわたる建設インフラの担い手を確保する。

📄 制度の概要

現場でのカードタッチにより、実績を登録。

- ・平均登録事業者率
- ・平均登録技能者率
- ・平均就業履歴蓄積率

の3指標で目標達成度を判定。



🔥 対象工事

義務化モデル：設計金額7,000万円以上(指定型)

推奨モデル：設計金額3,000万円以上(希望型)

¥ 積算（費用）

精算変更時に直接工事費に「CCUS運用費」として積上げ。

(共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率の対象外)

- ・カードリーダー設置費用(上限有)
- ・現場利用料

📈 工事成績

- ・目標基準達成状況に応じて加点。
- ・義務化モデルで最低基準未達は「**-1点**」。

❗ 特に気をつけること

- ・最低基準未達の項目がある場合、工事完成までに「要因及び改善策」等の報告を受注者にさせること。
- ・PC・通信費・システム登録料は受注者負担。

📊 R8変更点

義務化モデル工事の対象金額引き下げ
(1億円 → 7千万円)。

週休2日工事（週休2日確保工事）



目的

「建設業は休めない」という固定観念を打破し、他産業と同等のワークライフバランスを実現することで、若年層の入職促進と離職防止を図り、持続可能な建設業界を構築する。



制度の概要

- ・対象期間内に「4週8休(現場閉所率28.5%以上)」を確保する取り組み。
- ・現場閉所が困難な工事は、人員交替による「交替制工事」が可能。

月	火	水	木	金	土	日



特に気をつけること

しゅん工検査請求書提出時に、**週休2日の達成状況**を示す書類の提出が必要（維持工事を含む、原則全ての工事）。



対象工事

原則すべての工事。



積算（費用）

- ・週休2日にかかる**経費補正なし**(土木標準積算基準書適用工事の場合)。
- ・港湾・漁港工事又は営繕工事の場合は別途要領による。



工事成績

- ・達成状況により評価。
- ・受注者の責で通期の週休2日**未達成**となった場合は、「法令遵守等」の項目にて**1点減点**。



R8変更点

週休2日にかかる**経費補正の廃止**(R8.7～適用)。

猛暑期間の現場施工回避



目的

気候変動に伴う記録的な猛暑から現場作業員の生命を守るため、日中の危険な時間帯における作業を回避し、熱中症による重大災害を未然に防ぐ。

制度の概要

5月1日～10月31日の期間中、受発注者協議の上で日中の施工を避け、涼しい早朝や夜間の施工へ切り替える制度。



対象工事

主たる工種が屋外作業であるすべての工事(要事前協議)。



積算（費用）

- ・ 承諾を前提
- ・ 早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わない(設計変更対象外)



工事成績

特段の加点・減点はなし。



R8変更点

令和8年4月より新規導入。

特に気をつけること

- ・ 費用の割増しはないが「**工期の延長**」は**可能**。
延長日数の計算式：現場施工回避累計時間 ÷ 8時間
(小数点1位切上げ)

現場環境改善費(熱中症・防寒)

🔗 目的

近年の厳しい気候変動下において、建設現場に従事する作業員の生命と健康を守り、安全な労働環境を確保する。

📄 制度の概要

熱中症・防寒対策に係る施設・設備(リース・購入)の費用を計上。
適用には事前の計画書と事後の報告書(様式1,2)が必須。



🏗️ 対象工事

主たる工種が屋外作業である全ての工事（営繕工事除く）

¥ 積算（費用）

- ・ 積上げ計上。
- ・ R8.5月以降積算工事は、現場環境改善費率分で計上される額の「100%」を上限として認められる。

📈 工事成績

特段の加点はなし。

❗ 特に気をつけること

- ・ 空調服や塩飴等の「作業員個人の費用」は本費用の**対象外**。
(別制度(現場管理費の補正)で計上。二重計上に注意。)

📊 R8変更点

費用計上上限が従来の50%から「**100%**」に大幅拡大(R8.5月積算分より適用)。

ICT活用工事(土工)

🔗 目的

労働者不足が懸念される中、3次元データとICT建機を連携させることで、丁張設置等の手作業を省力化し、少人数でも高精度かつ安全・迅速な施工を実現する。

📄 制度の概要

- ICT施工プロセスは次の5つ。
 - ①3次元測量 ②3次元設計データ作成
 - ③ICT建機施工 ④3次元出来形管理
 - ⑤3次元データ納品
- 出来形は「ヒートマップを作成し判定。
※面管理(1m間隔以下、1点/m²以上)」



🏗️ 対象工事

発注者指定型(内製化チャレンジ型)：

土工量1,000m³以上かつ設計金額5,000万円以上。

受注者希望型：上記以外の土工量1,000m³以上の工事。

¥ 積算（費用）

土木工事標準積算基準書、ICT活用工事積算要領に基づき計上。

📈 工事成績

- 創意工夫で加点。(実施するICT施工プロセスによる。)
- 発注者指定型の未実施時は「**口頭注意**」(－5点)

❗ 特に気をつけること

面管理を実施しても、TS等光波方式等を用いた出来形管理の場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等」の費用計上の対象外。

📊 R8変更点

- 発注者指定型に「内製化チャレンジ型」を新設。
- 未実施時等の措置を厳格化。

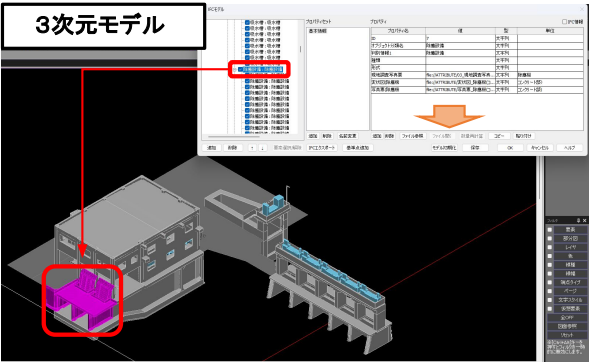
CIM活用工事

🔗 目的

建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図るため、測量・調査、設計等の各段階で3次元モデルを活用し、後工程へ引き継ぐCIMモデルを構築・活用し、生産性および品質の向上を目指す。

📄 制度の概要

義務項目・推奨項目を参考に活用内容を選定し、受発注者協議の上、「CIM実施計画書」を作成・実施。



🏗️ 対象工事

土木工事全般(小規模・災害復旧・単独の設備工事を除く)。

- ・発注者指定型：発注者が指定する工事
- ・受注者希望型：発注者指定型以外の**全ての工事**

¥ 積算（費用）

共通仮設費(技術管理費)に見積計上。（直接原価のみ）
※発注者が活用効果等を確認の上、必要と判断したものに限る。

📈 工事成績

「創意工夫(その他)」項目にて評価

❗ 特に気をつけること

- 事前協議が重要。受発注者間で作成範囲や細かさを決定する。
- ・活用内容を満たす「必要十分な範囲・精度」で作成させる。
 - ・目的外の過度なモデリング（作り込み）を要求しない。

📊 R8変更点

- ・令和7年5月要領策定。
- ・令和8年5月に文言の修正等の一部改定。

情報共有システム (ASP) 活用



目的

クラウドを活用し書類提出・決裁・共有により、来庁や対面協議に伴う移動時間とタイムロスを削減。迅速な意思決定と事務処理を完結させ、受発注者双方の業務負担を大幅に軽減する。



制度の概要

- ・受注者と発注者間でASPサーバーを通じて情報を交換・共有。
- ・システムでの電子署名・電子押印で紙と同等の処理ができることから、「書面（紙と同等）」として認めるものとする。



対象工事

発注者指定型：1,000万円以上の土木工事(原則実施)。
受注者希望型：1,000万円未満の土木工事。



積算（費用）

- ・システム使用料は**共通仮設費に含まれる**。
(※委託の場合も使用料は間接費等に含まれる。詳しくはHP参照)
- ・山間部等の電波の確保が困難な環境での通信環境整備（衛星通信等）については、通信費(機器本体除く)は計上可能（共通仮設費、現場管理費、一般管理費の対象外）



工事成績

特段の加点はなし。



特に気をつけること

- ・紙と同等の原本性を担保するため、変更履歴の記録及び、紙出力時においても受発注者の署名・押印と同等の処理が必要。
- ・**紙での再提出は不要**



R8変更点

- ・発注者指定型の対象金額引き下げ
(3千万円→**1千万以上**)
- ・工事成績評価（生産性向上）の評価対象から除外

遠隔臨場

🔗 目的

監督員の現場往復時間および受注者の立会待ち時間を大幅に削減し、迅速かつ効率的な現場管理体制を構築する

📄 制度の概要

ウェアラブルカメラ等の双方向通信デバイスを活用し、「段階確認」、「材料確認」、「立会」を遠隔で実施。



🏗️ 対象工事

発注者指定型：1,000万円以上の土木工事(原則実施)。
受注者希望型：1,000万円未満の土木工事。

¥ 積算（費用）

- ・従来の立会・確認に要する費用は共通仮設費に含まれる。
- ・追加で必要となる費用のみ技術管理費に計上。
(機器の賃料等)

📈 工事成績

特段の加点はなし。

❗ 特に気をつけること

- ・「監督員が現場に行かなくて良い」制度ではない。
- ・歩きスマホや作業員のプライバシー侵害(音声・無関係な場所の映り込み)に注意。

📊 R8変更点

- ・発注者指定型の対象金額引下げ
(3千万円→1千万円以上)
- ・工事成績評定（生産性向上）の評価対象から除外

オンライン電子納品

🔗 目的

クラウド上での迅速な成果品検査を可能にすることで、物理媒体（CD/DVD）の作成・持参等の手間を省略し、ペーパーレス化と業務の効率化を図る。

📄 制度の概要

システム(My City Construction)上でウェブブラウザを用いて成果品の登録および検査を実施。



🏗️ 対象工事

原則として全ての土木工事。
※実施は受発注者の協議により決定。

¥ 積算（費用）

技術管理費の電子納品等に要する費用に含まれる。

📈 工事成績

特段の加点はなし。

⚠️ 特に気をつけること

- ・オンライン電子納品をした場合、CD等による納品は**不要**。
- ・公開設定は原則「**非公開**」

📊 R8変更点

R8年5月に新規導入

建設投資額の確保

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等に係る運用

 目的

世界的な情勢不安や物価高騰による企業の経営圧迫を防ぎ、必要な資材を適切に調達できる仕組みを担保することで、公共工事の確実な履行と建設投資の有効性を確保する。

 制度の概要

ナフサ由来の建設資材について、代替品の調達や流通経路の見直しにより生じた追加経費を設計変更で計上するための運用を定めたもの。

 対象工事

令和8年6月22日以降に入札公告又は指名通知を行う工事等。
(それ以前の案件でも受発注者間で協議が整えば対象)

 積算（費用）

- ・原則として実際の購入価格に基づき計上。
- ・材料費が分離できない場合は、当初入札時点（特例措置実施時は措置後）の実勢価格との差分を計上。

 工事成績

特段の加点・減点はなし。

 R8変更点

令和8年6月22日施行。

 特に気をつけること

- ・代替調達は「事前に」監督員と協議が必須(緊急時は口頭了承後、遅滞なく書面化)。
- ・実際の取引伝票等による数量・価格の証明が必要。

CASE1 総合評価落札方式の工事です。 気をつけることがあると聞いたのですが。

➡ 総合評価落札方式の実施方針

総合評価落札方式（設計金額3,000万円以上の工事（又は1,000万円以上の少額試行工事））の場合、受注者が**入札時に提出した提案内容等には履行義務**があります。

📄 提案内容等の不履行時の扱い

発注者の責による場合を除き、履行されなかった場合は**口頭注意又は文書注意**とし、**工事成績評定の減点対象**となります。

口頭注意

減点 -5点

文書注意

減点 -8点

○施工計画（技術提案）（対象：簡易型・標準型）

⇒原則、記載内容全ての実施が必要です。

○配置予定技術者

⇒途中交代する場合、口頭注意等となる場合があります。（次ページ参照）

○登録基幹技能者（対象：1億円以上の工事）

⇒次のいずれかに該当する者の配置が必要です。

- ・自社（元請）に所属
- ・主たる営業所が県内にある下請企業に所属
- ・下請企業に所属する県内在住者

○生産性向上に資する取組（対象：ICT活用工事）

⇒発注者指定型（内製化チャレンジ型）と受注者希望型で誓約内容が異なります。

○県内企業活用（県内下請、県内産資材）

⇒県内下請は、1次下請（建設業法上の下請契約）が対象

CASE 2 現場代理人や主任技術者の途中交代はできますか？

➡ 現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル

	主任技術者等の専任を要しない工事	主任技術者等の専任を要する工事
現場代理人	途中交代可能(ただし必要最小限度)	必要最小限度。 ・ 特殊事情 の場合(死亡、傷病又は退職等) ・マニュアル記載の要件を満たす場合(P30)
主任技術者等	必要最小限度。 ・ 特殊事情 の場合(死亡、傷病又は退職等) ・マニュアル記載の要件を満たす場合(P36～37)	原則として認めていない。 (例外) 特殊事情 の場合(死亡、傷病又は退職等) マニュアル記載の要件を満たす場合(P33)

❗ 特に気をつけること

- ・適切な技術者を配置できない場合、**契約解除**や**入札参加資格停止、違約金徴収**の対象となります。
- ・入札方式が総合評価落札方式の場合、開札日時点で同等以上の評価を有しない技術者に交代する場合、「**口頭注意(－5点)**」、「**文書注意(－8点)**」の対象になります。※

※ ただし、ワークライフバランスの認定等を受けている建設業者の配置予定技術者が、養育する子の育児休業を取得するため交代する場合は**口頭注意等の措置の対象外**となります。

当該工事が完了するまでの間に、育児休業から復帰する場合は、**当該工事の配置予定技術者として従事しなければなりません。**(総合評価の実施方針参照)

●ワークライフバランスの認定等
くるみん、えるぼし、ユースエール、徳島県はぐくみ支援企業

CASE 3 現場が設計図書と異なることが判明しました。

➡ 徳島県土木工事における設計変更ガイドライン（案）

設計図書の照査

照査の結果により生じた、計画の見直し、図面の作成、構造計算、追加調査等の書類作成は発注者の責任で実施

【受注者が実施する部分】

- ・設計照査の結果を説明するための資料作成。
（現地地形図、設計図書との対比図、取り合い図、施工図等）

【発注者が実施する部分】

- ・照査の結果により生じた、計画の見直し（比較検討表の作成含む）、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等。

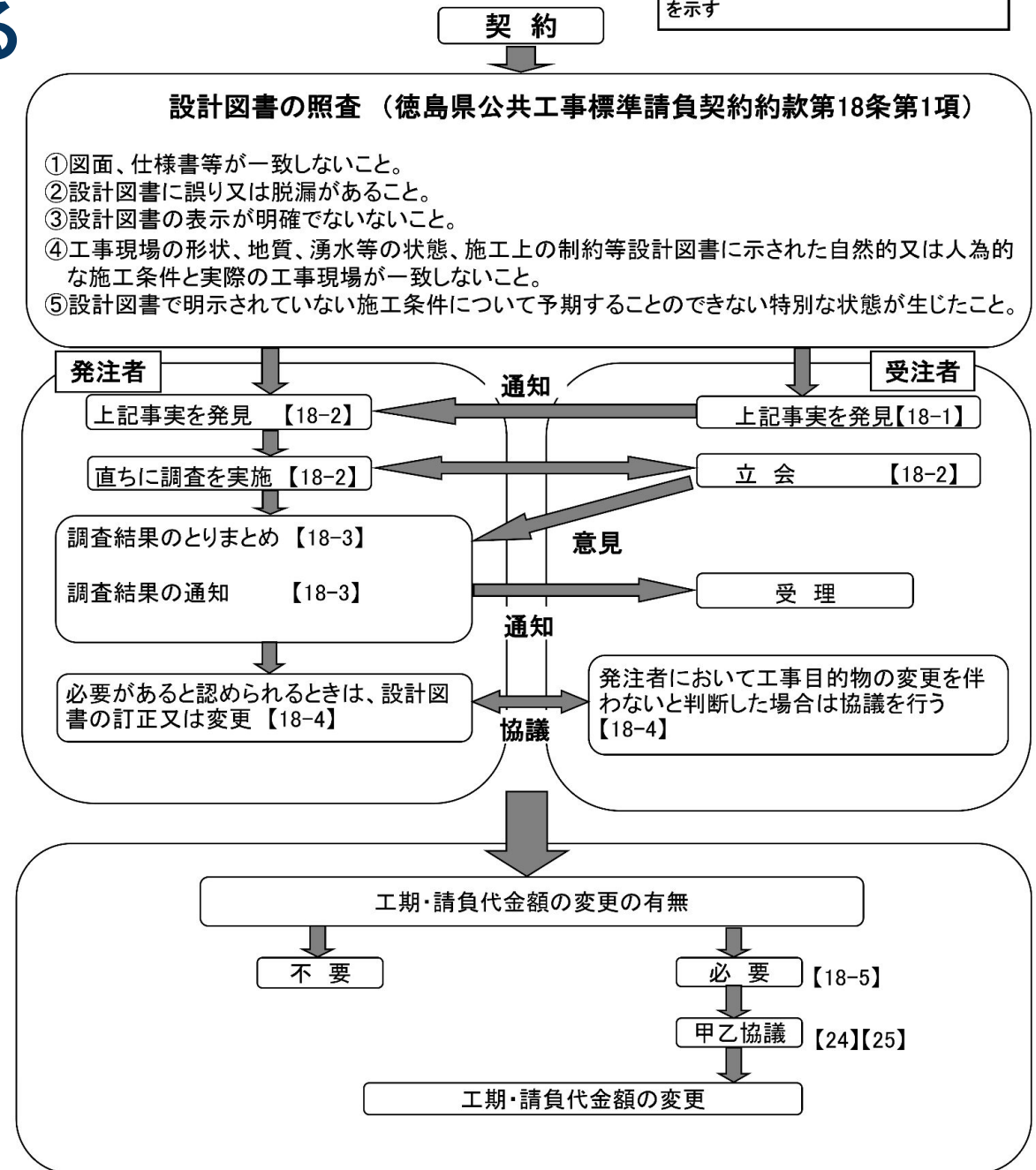
※受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する。

💡 詳細は「徳島県土木工事における設計変更ガイドライン(案)」の最新版を参照

2

➡ 徳島県工事関係書類等適正化ガイドライン

注)フロー図内の表記については
【 】: 徳島県公共工事標準請負契約約款
(): 様式名
を示す



CASE 4 現場で事故が発生しました。

→ 土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル

工事事務における措置基準と安全管理のポイント

工事現場で事故が発生した際の「措置の基準」と「安全管理の適切性」の判断基準を可視化し、関係者が迅速かつ正確に対応できるようにする。

事故の重大性と措置の基準



報告期限は事故発生から
「12時間以内」

12時間を超えると事故隠しとみなされる可能性があるため即時連絡が必要。

安全管理不適切な場合は
「資格停止」
による厳格な処分。

安全管理の不適切さで措置が変動
不適切（軽微）と判断されると、
資格停止が「文書注意」等に軽減。



被災の程度	安全管理の状況	死亡・重傷 (全治60日～)	中傷 (全治15～60日)	軽傷 (全治15日未満)
安全管理が不適切		資格停止		
安全管理が不適切(軽微)		文書注意	口頭注意	成績評定減点 口頭注意 措置なし

「事故隠し」とみなした場合は
安全管理の状況
によらず厳格な
処分になる場合
があります。

「事故報告遅れ」又は
「事故隠し」
は共通仕様書違反

「不適切」の条件（予見・回避可能・法令違反）

予見・回避できた事故は「不適切」



現場管理者が普段から対策を怠り、
事故を予測・回避できた場合。

法令違反や装備不足は明確な不備



安衛則違反、指定仮設の未設置、
安全帯などの装備未支給が該当。

安全管理が「不適切」と見なされる条件

「軽微」な場合（ヒューマンエラー等）

ヒューマンエラーは「軽微」な場合も



対策を講じていたが、不意の手滑りや自然現象が原因なら軽微。

CASE5 建設発生土の搬出・搬入を伴う工事です。 提出書類はありますか。

→ 土木工事主要提出書類（リサイクル等）

STEP1 工事着工前（計画段階）の提出・提出確認書類

- 再生資源利用（促進）計画書 COBRIS等で作成し、発注者・監督員へ提出
- 搬出先の確認結果票（現場掲示） 盛土規制法等の許可地・適正地である確認書面

STEP2 施工中（搬出・搬入時）の管理・提示書類

- 土砂受領書（搬出時） 受入側（ストックヤード等）から受領書の交付を受けて保管
- 土砂受領書（搬入時） 他工事から土砂を受入れた場合、搬入元が受領書を交付

STEP3 工事完了時の提出・保存書類

- 再生資源利用（促進）実施書 実際の搬出・搬入実績数量を記入し提出
- 受領書写し等の保管 交付・受領した土砂受領書の写しは5年間保存義務
- 建設発生土の最終搬出先の記録作成・保存 非登録ストックヤードに搬出した場合作成

⚠ チェックポイント

●受領書の必須化

令和5年省令改正以降、最終搬出先までの適正処理の確認と受領書保管が義務づけられています。

●監督員の確認項目

計画書通りの搬出先に届いているか、「土砂受領書」等で確認します。

●不適正処理防止

盛土規制法や県の条例等の許可・届出状況の事前チェックを徹底してください。



建設技能労働者等の育成

CCUSの活用促進

R8.5.1~

活用モデル工事（発注者指定型）の対象拡大

設計金額 **7,000万円以上** の工事（現行：1億円以上）

自主宣言制度の活用

R9.5.1~

「建設技能者を大切にする自主宣言」登録企業を評価加点：**2点**



適切な賃金水準の確保（ダンピング対策）

項 目	改正内容	適用時期
 工事費内訳書	入札時に 全ての入札参加者 に材料費等を明記した工事費内訳書の提出を求める。 (改定前：落札候補者・落札者のみ)	R8.4.1～
 労務費ダンピング調査	公共発注者向けガイドラインに基づき、必要に応じて調査を実施。 ※対象： 設計金額5,000万円以上の工事	R8.4.1～
 コミットメント制度	労務費・賃金の適正な支払いやその情報開示への合意に関する条項を設け、発注者が支払状況等を確認できる制度を導入。	R8.5.1～



就労環境の改善

📅 週休2日の質の向上

R8.6.1～

営繕課発注工事における「通期の週休2日」の原則化

達成状況に応じ、経費加算および工事成績評定での加点を実施。
(「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」)

💖 WLBの推進

R8.5.1～

認定企業への評価加点：**2点**

対象：くるみん・えるぼし・ユースエール
徳島県はぐくみ支援企業

🏆 建設人材育成企業表彰

R8年度～

優れた取組をベストプラクティスとして横展開。
優良企業賞（認定）、認定期間4年間
入札参加資格の格付における加点（R11～）
県の公的認定を付与。



効率的な業務の遂行（書類の簡素化等）

R8.5.1～

工事関係書類等の簡素化・適正化の加速

- ・ 創意工夫の提出上限を **10** に設定
- ・ 評価しない項目の公表

R8.4.1～

入札時提出書類の簡素化

落札候補者決定後における「総合評定値通知書の写し」の提出を**不要**とする。



3次元データ利活用・ICT施工の推進

ICT活用工事(発注者指定型)

内製化チャレンジ型新設

R8.5.1～

対象：土工1,000m³以上かつ
設計金額5,000万円以上

- ・ICT施工プロセスの①②④⑤を内製化： **5点**
- ・ICT施工プロセスの②④⑤を内製化： **3点**

対象工事拡大

R9.5.1～

設計金額 3,000万円以上へ拡大

ICT活用工事(受注者希望型)

評価基準見直し

R8.5.1～

- ・ICT施工プロセスの全て又は一部（簡易型）を実施：**5点**（改定前：2点）
- ・上記を除く生産性向上に資するICT活用工事を実施：**3点**（改定前：1点）

内製化チャレンジ型新設

R10.5.1～

工事成績での加点見直し：ICT施工プロセスを自社で実施・完結した場合に加点。

R9.5.1～

 **CIMの取組加速：委託業務の「受注者希望型」を全業務に拡大**



リモート型の働き方への転換

施策項目	改正内容	適用
 オンライン電子納品	紙との重複解消・来庁回数縮減に向け、成果物のオンライン電子納品を導入。	R8.5.1～
 情報共有システム・遠隔臨場の拡大	発注者指定型の対象を設計金額1,000万円以上に拡大し、工事成績評定の創意工夫（生産性向上）の評価対象外とする。	R8.5.1～
 地域精通度の評価	委託業務の総合評価落札方式における評価基準を見直し。	R8.5.1～



建設産業の維持・存続①（建設企業の評価制度の見直し）

項 目	改正・見直し内容	適用時期
 がん検診受診促進	「徳島県がん検診受診促進事業所」登録企業を格付けにおいて評価（5点）。	R8年度～
 格付点数下限値の見直し	土木一式：特A(1,400点)、A(820点)、B(710点)。	R9年度～
 CPD取組評価	取得ユニット総点及び加点上限の引上げ（300ユニット以上で30点）。	R9年度～
 社会性評価の拡充	「パートナーシップ構築宣言」登録企業(5点)、協力雇用主(5点)を新規評価。	R9年度～

※令和9年度より「経営基盤の強化あるいは新分野進出」に対する加点は廃止されます。

建設産業の維持・存続②

R8.4.1～

入札参加資格停止措置要綱の改正

 一定の資本関係又は人的関係のある者同士の同一入札への参加制限

受注機会分散による執行力強化

- ・ 橋梁塗装：一抜け方式を同一発注機関管内に拡大(R8.4.1)。
- ・ 塗装工事格付発注上限：B等級 5千万円未満、C等級 1千万円未満に見直し。

 委託業務（建築）成績評定制度の見直し

3. (参考) 令和8年度入札・契約制度の改正概要



R8.5.1～

総合評価落札方式の評価基準等

- ・ 工事成績の補正係数 β を廃止
- ・ 総合評価（企業育成型）を原則、設計金額5,000万円未満の工事で試行。
- ・ 提案内容等不履行の場合、口頭(-5点)又は文書注意(-8点)とし、工事成績評定の減点対象（発注者の責による場合を除く）。

施策展開に向けた検討

- 格付等級区分における発注上限金額の見直し
- 地域維持型契約方式の導入
- 参加者確認型随意契約方式の導入